

平成26年4月30日
東京都福祉保健局

児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール

(区市町村の子供家庭支援センター(以下「支援センター」という。)と児童相談所との間における連携・協働のための「東京ルール」)

1 共通理念 ア 共通理念

子供は、地域の中で健やかに育まれるべきものであり、支援センターと児童相談所は、児童虐待等から全力をあげて地域の子供の命を守り、その成長、発達を支えなければならない。

支援センターと児童相談所は、子供と子育て家庭の援助を担う機関として、互いの事業と機能を理解し、その立場を尊重して、要保護児童にかかる援助のための連携を強化する。

さらに、要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関が、各々の役割に基づき、その機能を最大限に発揮できるよう、支援センターは、あらゆる場面で調整力を発揮し、要保護児童対策にかかる地域の総合力を高めていく。児童相談所は調整機関としての支援センターを全面的にバックアップする。

イ 策定の目的

この理念に基づき、「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談援助指針」「子ども虐待対応の手引き」等を踏まえ、児童虐待相談等に適切に対応するため、支援センターと児童相談所が相互の共通理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルールを定める。

2 基本的対応

ア 支援センターは、ケースの情報収集、子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用したケースへの対応、児童相談所の機能が必要と判断される場合に送致を行い、児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や支援センターの児童虐待相談等に対する支援を行う。そして、支援センターと児童相談所がそれぞれの事業、機能及び役割を理解し、協働して対応していくことを基本とし、夜間休日の相談対応を含め、それぞれの体制整備に努める。

イ 支援センターと児童相談所は、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。なお、支援センターや児童相談所が送致や区市町村移管を行う際には、事前に十分な協議を行い、了解を得ることを基本とし、主担当機関が変更になった場合でも、各々の役割を認識し、協働してケースに対応することに留意する。

ウ 連絡・調整にあたっては、組織による意思決定を行った上で、相談援助業務の実務の責任者を窓口として、ケースの内容や手続きについて十分なコミュニケーションを行うことに留意する。責任者の例示として、支援センターは係長又は虐待対策コーディネーターが、児童相談所は児童福祉係長又はチーフが挙げられる。

連絡・調整の手続きについては、正確な情報伝達を担保し、責任の所在を明確にするため、文書による送付及び回答を行う。ただし、緊急の場合にあつては、口頭での連絡を可能とするが、概ね1週間以内に文書による送付及び回答を行う。

エ 支援センターと児童相談所の職員は、児童虐待相談等の連絡・調整に限らず、一般的な相談対応方法や区市町村の在宅サービス等について、相互に相談しあえるように円滑なコミュニケーションを行うことを心がける。

3 用語の定義

ア 支援センター

- ・ 区市町村における児童虐待等の通告先である「子供家庭支援センター」を指す。設置されていない村については、「児童福祉主管部署」に読み替える。

イ 主担当機関

- ・ 主担当機関は、当該ケースの相談援助活動の中心となって、援助方針を決定するとともに、責任を持ってケースの進行管理を行う。また、主担当でない機関の役割について具体的に確認する。

主担当でない機関も、確認した役割を着実に果たす必要があることに留意する。

ウ 連絡・調整に用いる用語

- ・ 法上用いられている用語は、「相談」「送致」「通告」「通知」である。
- ・ 本ルールでは、支援センターから児童相談所への連絡・調整を「情報提供」「援助要請」「送致」「通知」、児童相談所から支援センターへの連絡・調整を「情報提供」「協力依頼」「区市町村移管」とする。
- ・ 「通告」は、支援センター以外の機関等からの児童虐待相談等について用いることとし、支援センターと児童相談所との連絡・調整には用いない。